

会議案第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」
を別紙のとおり提出する。

令和2年5月18日 提出

提出者

平塚市議会議員 佐藤 貴子

同 金子 修一

同 永田 美典

同 山原 栄一

同 松本 敏子

同 小泉 春雄

同 久保田 聡

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和2年6月1日から同年11月30日までの間における議長、副議長及び議員の報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議長、副議長及び議員の報酬月額からその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。